

第69号議案

芦屋市文化基本条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市文化基本条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年12月1日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

文化芸術振興基本法の一部改正を踏まえ、関係条文を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市文化基本条例の一部を改正する条例

芦屋市文化基本条例(平成22年芦屋市条例第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「文化振興基本計画」を「文化推進基本計画」に、「文化の振興に関する基本的施策」を「文化に関する基本的施策」に改める。

第1条中「文化の振興に」を「文化に」に、「文化の振興を総合的に」を「文化に関する施策を総合的かつ計画的に」に改める。

第2条第1号中「文化芸術振興基本法」を「文化芸術基本法」に改める。

第3条第1項及び第2項中「の振興」を「に関する施策の推進」に改め、同条第3項中「の振興」を「に関する施策の推進」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条第4項中「の振興」を「に関する施策の推進」に改め、同条第5項中「の振興」を「に関する施策の推進」に、「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第6条第1項、第2項及び第4項並びに第7条中「の振興」を削る。

「第2章 文化振興基本計画」を「第2章 文化推進基本計画」に改める。

第8条の見出し中「文化振興基本計画」を「文化推進基本計画」に改め、同条第1項中「の振興」を削り、「文化振興基本計画」を「文化推進基本計画」に改め、同条第2項中「文化振興基本計画」を「文化推進基本計画」に改め、「の振興」を削り、同条第3項中「文化振興基本計画」を「文化推進基本計画」に、「芦屋市文化振興審議会」を「芦屋市文化推進審議会」に改め、同条第4項及び第5項中「文化振興基本計画」を「文化推進基本計画」に改める。

「第3章 文化の振興に関する基本的施策」を「第3章 文化に関する基本的施策」に改める。

第11条中「これら」を「これらの者が行う創造的活動，公演等への支援，これらの者」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は，公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の芦屋市文化基本条例第8条の規定により定められている文化振興基本計画は，この条例による改正後の芦屋市文化基本条例第8条の規定により定められた文化推進基本計画とみなす。

(芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

- 3 芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表市長の項附属機関の名称の欄中「芦屋市文化振興審議会」を「芦屋市文化推進審議会」に改め，同表市長の項担任意務の欄中「振興」を「推進」に改める。

(芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の芦屋市附属機関の設置に関する条例の規定に基づく芦屋市文化振興審議会の委員に委嘱又は任命されている者は，その任期が終了するまでの間は，同項の規定による改正後の芦屋市附属機関の設置に関する条例の規定に基づく芦屋市文化推進審議会の委員に委嘱又は任命された者とみなす。

(芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 5 芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年芦屋市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表中「芦屋市文化振興審議会」を「芦屋市文化推進審議会」に改める。

参 照

芦屋市文化基本条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

文化芸術振興基本法の一部改正を踏まえ、関係条文を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 「文化」の定義において引用する法律の名称である「文化芸術振興基本法」を「文化芸術基本法」に改める。(第2条関係)

(2) 基本計画及び審議会の名称の改正 (第8条関係)

ア 基本計画の名称である「文化振興基本計画」を「文化推進基本計画」に改める。

イ 審議会の名称である「芦屋市文化振興審議会」を「芦屋市文化推進審議会」に改める。

(3) 高齢者、障害者等の文化活動の充実に関する必要な施策の例示として、高齢者、障害者等の行う創造的活動、公演等への支援を加えることとする。

(第11条関係)

(4) その他所要の規定の整備

3 施行期日等

(1) 公布の日

(2) 経過措置

条例の施行の際現に改正前の規定により定められている文化振興基本計画は、改正後の規定により定められた文化推進基本計画とみなす。

- (3) 芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部改正
芦屋市文化基本条例の改正に伴う所要の規定の整備
- (4) 芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部改正に伴う経過措置
条例の施行の際現に芦屋市文化振興審議会の委員に委嘱又は任命されている者は、その任期が終了するまでの間は、芦屋市文化推進審議会の委員に委嘱又は任命された者とみなす。
- (5) 芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
正
(3)に同じ。

文化芸術振興基本法の一部を改正する法律概要

第一 趣旨

1. 文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むこと
2. 文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用すること

第二 改正の概要

1. 題名等

法律の題名を「文化芸術基本法」に改めるとともに、前文及び目的について所要の整理を行う。

2. 総則

基本理念を改めるとともに、文化芸術団体の役割、関係者相互の連携及び協働並びに税制上の措置を規定する。

〈基本理念の改正内容〉

- ①「年齢、障害の有無又は経済的な状況」にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備、②我が国及び「世界」において文化芸術活動が活発に行われる環境を醸成、③児童生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性、④観光、まちづくり、国際交流などの各関連分野における施策との有機的な連携

3. 文化芸術推進基本計画等

政府が定める「文化芸術推進基本計画」、地方公共団体が定める「地方文化芸術推進基本計画」（努力義務）について規定する。

4. 基本的施策

- ① 芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能の振興について、伝統芸能の例示に「組踊」を追加するとともに、必要な施策の例示に「物品の保存」、「展示」、「知識及び技能の継承」、「芸術祭の開催」などへの支援を追加。
- ② 生活文化の例示に「食文化」を追加するとともに、生活文化の振興を図る。
- ③ 各地域の文化芸術の振興を通じた地域の振興を図ることとし、必要な施策の例示に「芸術祭への支援」を追加。
- ④ 国際的な交流等の推進に関する必要な施策の例示に「海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援」及び「文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣」を追加。
- ⑤ 芸術家等の養成及び確保に関する必要な施策の例示に国内外における「教育訓練等の人材育成への支援」を追加。

など

5. 文化芸術の推進に係る体制の整備

政府の文化芸術推進会議、地方公共団体の文化芸術推進会議等について規定する。

第三 その他

文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方等を含め検討を加え、必要な措置を講ずる。

(平成29年6月23日公布・施行)

芦屋市文化基本条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条—第7条）</p> <p>第2章 <u>文化推進基本計画</u>（第8条）</p> <p>第3章 文化に関する基本的施策（第9条—第20条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、文化に関し基本理念を定め、市民、事業者及び市の役割及び責務を明らかにするとともに、文化に関する施策の基本となる事項を定めることにより、<u>文化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し</u>、もって豊かな人間性をはぐくむ人づくり及び個性豊かで幅広い芦屋文化が創造される活力のあるまちづくりの実現に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 文化 芸術、芸能、生活文化など<u>文化芸術基本法</u>（平成13年法律第148号）が対象とするもののほか、学術、景観、観光その他の創造的活動をいう。</p> <p>(2) （省略）</p> <p>（基本理念）</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条—第7条）</p> <p>第2章 <u>文化振興基本計画</u>（第8条）</p> <p>第3章 <u>文化の振興</u>に関する基本的施策（第9条—第20条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>文化の振興</u>に関し基本理念を定め、市民、事業者及び市の役割及び責務を明らかにするとともに、<u>文化の振興</u>に関する施策の基本となる事項を定めることにより、<u>文化の振興</u>を総合的に推進し、もって豊かな人間性をはぐくむ人づくり及び個性豊かで幅広い芦屋文化が創造される活力のあるまちづくりの実現に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 文化 芸術、芸能、生活文化など<u>文化芸術振興基本法</u>（平成13年法律第148号）が対象とするもののほか、学術、景観、観光その他の創造的活動をいう。</p> <p>(2) （省略）</p> <p>（基本理念）</p>

改正案	現 行
<p>第3条 <u>文化に関する施策の推進</u>に当たっては、文化の担い手である市民一人一人の自主性及び創造性が尊重されなければならない。</p> <p>2 <u>文化に関する施策の推進</u>に当たっては、歴史及び風土に培われてきた地域の伝統的な文化が、市民の共通の財産としてはぐくまれ、将来にわたり引き継がれるよう配慮されなければならない。</p> <p>3 <u>文化に関する施策の推進</u>に当たっては、文化を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、市民が等しく文化活動を行うことができるような環境の整備が図られなければならない。</p> <p>4 <u>文化に関する施策の推進</u>に当たっては、文化の多様性が尊重されるとともに、地域における多様な文化の共生が図られるよう配慮されなければならない。</p> <p>5 <u>文化に関する施策の推進</u>に当たっては、文化が地域間における相互理解を深める上で重要な役割を果たすことに鑑み、文化に関する情報を広く国内外に発信するなど、文化交流が積極的に推進されなければならない。</p> <p>(市の役割及び責務)</p>	<p>第3条 <u>文化の振興</u>に当たっては、文化の担い手である市民一人一人の自主性及び創造性が尊重されなければならない。</p> <p>2 <u>文化の振興</u>に当たっては、歴史及び風土に培われてきた地域の伝統的な文化が、市民の共通の財産としてはぐくまれ、将来にわたり引き継がれるよう配慮されなければならない。</p> <p>3 <u>文化の振興</u>に当たっては、文化を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、市民が等しく文化活動を行うことができるような環境の整備が図られなければならない。</p> <p>4 <u>文化の振興</u>に当たっては、文化の多様性が尊重されるとともに、地域における多様な文化の共生が図られるよう配慮されなければならない。</p> <p>5 <u>文化の振興</u>に当たっては、文化が地域間における相互理解を深める上で重要な役割を果たすことにかんがみ、文化に関する情報を広く国内外に発信するなど、文化交流が積極的に推進されなければならない。</p> <p>(市の役割及び責務)</p>
<p>第6条 市は、基本理念にのっとり、文化に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、文化に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>2 市は、文化に関する施策を推進するために必要な体制を整備するよう努めるとともに、財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 (省略)</p>	<p>第6条 市は、基本理念にのっとり、<u>文化の振興</u>に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、<u>文化の振興</u>に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>2 市は、<u>文化の振興</u>に関する施策を推進するために必要な体制を整備するよう努めるとともに、財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 (省略)</p>

改正案	現 行
<p>4 市は、文化に関する施策の策定及び実施に当たっては、文化の内容に介入し、又は干渉することがないよう十分に配慮しなければならない。</p> <p>(市民等との協働)</p> <p>第7条 市は、市民及び事業者と協働し、文化に関する施策の策定及び効果的な推進に努めるものとする。</p> <p>第2章 <u>文化推進基本計画</u> (文化推進基本計画)</p> <p>第8条 市長は、文化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化に関する基本的な計画(以下「<u>文化推進基本計画</u>」という。)を定めるものとする。</p> <p>2 <u>文化推進基本計画</u>は、総合的な文化に関する施策の大綱その他文化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について定めるものとする。</p> <p>3 市長は、<u>文化推進基本計画</u>を定めるときは、あらかじめ、芦屋市附属機関の設置に関する条例(平成18年芦屋市条例第5号)第2条に規定する<u>芦屋市文化推進審議会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 市長は、<u>文化推進基本計画</u>を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>5 前2項の規定は、<u>文化推進基本計画</u>の変更について準用する。</p> <p>第3章 文化に関する基本的施策 (高齢者、障害者等の文化活動の充実)</p>	<p>4 市は、文化の<u>振興</u>に関する施策の策定及び実施に当たっては、文化の内容に介入し、又は干渉することがないよう十分に配慮しなければならない。</p> <p>(市民等との協働)</p> <p>第7条 市は、市民及び事業者と協働し、文化の<u>振興</u>に関する施策の策定及び効果的な推進に努めるものとする。</p> <p>第2章 <u>文化振興基本計画</u> (文化振興基本計画)</p> <p>第8条 市長は、文化の<u>振興</u>に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化の<u>振興</u>に関する基本的な計画(以下「<u>文化振興基本計画</u>」という。)を定めるものとする。</p> <p>2 <u>文化振興基本計画</u>は、総合的な文化の<u>振興</u>に関する施策の大綱その他文化の<u>振興</u>に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について定めるものとする。</p> <p>3 市長は、<u>文化振興基本計画</u>を定めるときは、あらかじめ、芦屋市附属機関の設置に関する条例(平成18年芦屋市条例第5号)第2条に規定する<u>芦屋市文化振興審議会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 市長は、<u>文化振興基本計画</u>を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>5 前2項の規定は、<u>文化振興基本計画</u>の変更について準用する。</p> <p>第3章 文化の<u>振興</u>に関する基本的施策 (高齢者、障害者等の文化活動の充実)</p>

改正案	現 行
<p>第11条 市は、高齢者、障害者等が行う文化活動の充実を図るため、<u>これらの者が行う創造的活動，公演等への支援，これらの者の文化活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。</u></p>	<p>第11条 市は、高齢者、障害者等が行う文化活動の充実を図るため、<u>これらの文化活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。</u></p>

芦屋市附属機関の設置に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案						現 行					
(設置) 第2条 市に次のとおり附属機関を置く。						(設置) 第2条 市に次のとおり附属機関を置く。					
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任意務	委員定数	委員の構成	任期	附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任意務	委員定数	委員の構成	任期
市長	(芦屋市長等倫理審査会から芦屋市男女共同参画推進審議会までの項省略)					市長	(芦屋市長等倫理審査会から芦屋市男女共同参画推進審議会までの項省略)				
	芦屋市文化推進審議会	文化の <u>推進</u> に関する重要事項についての調査審議、文化の <u>推進</u> に関する事項について意見を述べること及び文化の <u>推進</u> に関する施策の評価	10人以上(その他必要に応じて臨時委員若干人を置くことができる。)	(1) 学識経験者 (2) 市民 (3) その他市長が適当と認める者	2年(臨時委員は、担任意務についての審議が終了するまでの期間)		芦屋市文化振興審議会	文化の <u>振興</u> に関する重要事項についての調査審議、文化の <u>振興</u> に関する事項について意見を述べること及び文化の <u>振興</u> に関する施策の評価	10人以上(その他必要に応じて臨時委員若干人を置くことができる。)	(1) 学識経験者 (2) 市民 (3) その他市長が適当と認める者	2年(臨時委員は、担任意務についての審議が終了するまでの期間)
(芦屋市情報公開・個人情報保護審査会から芦屋市義務教育諸学校教科用図書選定委員会までの項省略)						(芦屋市情報公開・個人情報保護審査会から芦屋市義務教育諸学校教科用図書選定委員会までの項省略)					

芦屋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案				現 行			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
区分	支給単位	報酬額（円）	旅費の額	区分	支給単位	報酬額（円）	旅費の額
(芦屋市教育委員会から芦屋市男女共同参画推進審議会までの項省略)				(芦屋市教育委員会から芦屋市男女共同参画推進審議会までの項省略)			
芦屋市文化推進審議	会長	日額	13,500	芦屋市文化振興審議	会長	日額	13,500
会	委員	日額	11,200	会	委員	日額	11,200
(芦屋市社会福祉審議会からその他の特別職の職員までの項省略)				(芦屋市社会福祉審議会からその他の特別職の職員までの項省略)			